

令和4年 4月から

『小児かかりつけ制度』をはじめます

当院に継続して受診され、同意された患者さんに「かかりつけ医」として
次のような診療を行います。

- 急な病気の際の診療や、慢性疾患の指導管理を行います。
- 発達段階に応じた助言・指導等を行い、健康相談に応じます。
- 予防接種の接種状況を確認し、接種時期についての指導を行います。
また、予防接種の有効性・安全性に関する情報提供を行います。
- 診療時間内の電話等の問い合わせに常時対応いたします。

＝診療時間外の問い合わせ先＝

小児救急電話相談…「#8000」

塩釜急患センター…「022-366-0630」

おねがい

緊急時などの都合により、他の医療機関を受診した場合には、次に当院を受診した際にお知らせ下さい。

—石井小児科—